

令和3年度

健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

鳥栖市監査委員

鳥監第1230号

令和4年8月31日

鳥栖市長 橋本 康志 様

鳥栖市監査委員 川崎 真澄

鳥栖市監査委員 小石 弘和

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

令和4年8月2日付け鳥財第2470号で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり審査意見書を送付します。

目 次

第 1 審査の概要	6
第 2 審査の内容	7
1 健全化判断比率について	7
(1) 実質赤字比率	7
(2) 連結実質赤字比率	8
(3) 実質公債費比率	9
(4) 将来負担比率	10
2 資金不足比率について	11
参 考		
1 早期健全化基準	13
2 財政再生基準	13
3 経営健全化基準	13

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をいう。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月2日から令和4年8月30日まで

3 審査の方法

審査は、比率の正確性、客観性の観点から次の点に留意し実施した。

- ① 法令等に照らし各比率の算出過程に誤りはないか。
- ② 法令等に基づき適切な算定要素が各比率の計算に用いられているか。
- ③ 各比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- ④ 客観的事実の妥当性を判断した上で比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

4 審査の結果

審査の結果、比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認める。

第 2 審査の内容

1 健全化判断比率について

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等は、次のとおりとなっている。

(単位：%)

決算年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	—	—	0.4	—
※参考	令和2年度	—	1.5	—
	令和元年度	—	2.9	—
早期健全化基準	12.68	17.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。

(1) 実質赤字比率

比率算定の対象となる会計は、一般会計となっている。実質赤字比率は、歳入決算額から歳出決算額を差引き、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額が赤字となった場合に、その額を標準財政規模で除して得た数値である。

一般会計の歳入歳出状況は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出 差引額	翌年度 繰越財源	実質収支額	実質赤字額	実質赤字比率
一般会計	35,171,364	33,634,850	1,536,514	258,583	1,277,931	—	— %
実質収支額年度比較	令和2年度		873,168		実質赤字比率なし(—%)		
	令和元年度		914,956				
標準財政規模	16,419,270千円	(うち臨時財政対策債発行可能額)		(1,306,880千円)			

歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支額は1,277,931千円の黒字であり、標準財政規模に対する比率である実質収支比率は7.8%となっている。実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は算定されず健全な状況であると認められる。

(2) 連結実質赤字比率

比率算定の対象となる会計は、全会計となっている。連結実質赤字比率は、一般会計及び公営企業以外の特別会計ごとの実質収支赤字額①の合計と公営企業ごとの資金不足額②の合計の合算額が、一般会計及び公営企業以外の特別会計ごとの実質収支黒字額③の合計と公営企業ごとの資金剰余額④の合計の合算額を超える額（連結実質赤字額）を標準財政規模で除して得た数値である。

各会計の状況は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支赤字額①	資金不足額②	実質収支黒字額③	資金剰余額④
一般会計			1,277,931	
国民健康保険特別会計			220,299	
後期高齢者医療特別会計			3,309	
水道事業会計				1,528,192
下水道事業会計				110,291
産業団地造成特別会計		—		—
小 計	—	—	1,501,539	1,638,483
①と②の合計・③と④の合計	—		3,140,022	
(①と②の合計) - (③と④の合計)			△ 3,140,022	
連結実質赤字比率			— %	
連結実質赤字額 年 度 比 較	令和2年度	△ 2,644,760	連結実質赤字比率なし (—%)	
	令和元年度	△ 2,854,384		

※ 資金不足額・剰余額の算定については、「2 資金不足比率について」(11～12頁)に記載している。

全会計で赤字額は生じておらず、連結実質収支額は3,140,022千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されず健全な状況にあると認められる。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近3か年度の各年度について次の算式で算定された数値の平均値である。

$$\text{算定式} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
- C 地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D 地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額
- E 標準財政規模

各項目の状況は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和2年度	令和元年度
A	地方債の元利償還金	1,748,345	1,749,467	1,797,306
B	準元利償還金	607,646	644,139	683,620
内 訳	① 満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還金に相当するもの	20,000	20,000	20,000
	② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	480,646	503,828	532,323
	③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	46,360	46,167	41,845
	④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	60,640	74,144	89,424
	⑤ 一時借入金の利子	0	0	28
C	地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	634,926	612,453	619,772
D	地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,724,723	1,726,484	1,728,044
E	標準財政規模	16,419,270	15,640,917	15,116,006
実質公債費比率（単年度）		△ 0.02489	0.39289	0.99425
実質公債費比率（令和元年度～令和3年度の3か年度平均）		0.4%		
実質公債費比率 年 度 比 較	令和2年度（平成30年度～令和2年度の3か年度平均）	1.5%		
	令和元年度（平成29年度～令和元年度の3か年度平均）	2.9%		

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は、前年度を1.1ポイント下回り、0.4%となっている。これは、早期健全化基準 25.0%の範囲内であり健全な状況にあると認められる。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の算式により算定される。

$$\text{算定式} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

- A 将来負担額
- B 地方債の償還額等に充当可能な基金額
- C 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額
- D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

各項目の状況は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

A	将来負担額	30,837,655
内 訳	一般会計の令和2年度末における地方債現在高	19,444,149
	債務負担行為に基づく支出予定額	244,589
	一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	5,056,871
	組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	293,075
	退職手当支給予定額に係る負担見込額	3,249,475
	設立法人の負債額等負担見込額	2,459,028
	連結実質赤字額	0
	組合の連結実質赤字額に係る負担見込額	90,468
B	地方債の償還額等に充当可能な基金額	13,803,778
C	地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額	4,533,938
D	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	22,876,698
E	標準財政規模	16,419,270
F	地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,724,723
将来負担比率		— %
将来負担比率 年度比較	令和2年度	— %
	令和元年度	— %

令和3年度決算においては、下水道事業会計等の起債残高は減少したものの、一般会計の起債残高が増加したことにより将来負担額は増加している。しかしながら将来負担額に対して充当可能な財源等は上回ったため、将来負担比率は算定されず、健全な状況にあると認められる。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額を当該事業規模で除して得た数値である。

資金不足額は、一般会計の実質赤字に相当するもので、特別会計の区分に応じて算定される。

経営健全化基準	20%
---------	-----

(1) 資金不足額・剰余額の算定式

① 宅地造成事業を行っていない法適用企業

$(\text{流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等}) - (\text{流動資産の額} - \text{控除財源})$
+ 建設改良費等以外の経費に対する地方債現在高

② 宅地造成事業を行っている法非適用企業

歳出額 - (歳入額 - 繰越財源)
+ 建設改良費等以外の経費に対する地方債現在高 - 土地収入見込額

※ 上記において正の数値となれば資金不足額、負の数値となれば資金剰余額に算入。
資金不足額が生じた場合は、更に、解消可能資金不足額を控除することができる。

※ ②において資金剰余額が生じた場合は、その額が販売用土地の取得、造成に係る地方債の現在高及び他会計長期借入金の現在高の合計額の範囲内であれば、資金剰余額を0とする。

(2) 事業の規模

① 宅地造成事業を行っていない法適用企業

営業収益の額 - 受託工事収益の額

② 宅地造成事業を行っている法非適用企業

資本の額に相当する額 + 負債の額に相当する額

各公営企業の状況は、次のとおりとなっている。

① 宅地造成事業を行っていない法適用企業

(単位：千円)

会計名	流動負債※1	流動資産※2	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	190,095	1,718,287	1,528,192	1,387,407	— %
下水道事業会計	315,547	425,838	110,291	1,371,351	— %
資金不足比率 年度比較	水道事業会計	令和2年度	— %	令和元年度	— %
	下水道事業会計	令和2年度	— %	令和元年度	— %

※1 流動負債＝流動負債の額－控除企業債等 ※2 流動資産＝流動資産の額－控除財源

② 宅地造成事業を行っている法非適用企業

(単位：千円)

会計名	歳出	歳入	繰越財源	土地収入見込額	地方債等残高(宅造)	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
産業団地造成特別会計	35,958	35,958	0	0	2,223,973	0	2,223,973	— %
資金不足比率 年度比較	令和2年度		— %		令和元年度		— %	

水道事業会計、下水道事業会計、産業団地造成特別会計のいずれにおいても資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されず健全な状況にあると認められる。

参 考

1 早期健全化基準

早期健全化基準は、財政の早期健全化（財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）について定められている数値で、健全化判断比率のいずれかがこの基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

- ※ 実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模の区分に応じて算定される。
鳥栖市の場合は、標準財政規模A=164.19億円で、算定式は次のとおりである。

$$\text{算定式} = \left(\frac{A + 100 \text{ 億円}}{30 \times A} + 0.2 \right) \div 2 \times 100$$

- ※ 連結実質赤字比率に係る早期健全化基準については、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算した数値となっている。

2 財政再生基準

財政再生基準は、財政の再生（財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3比率について定められている数値で、3比率のいずれかがこの基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

- ※ 連結実質赤字比率に係る財政再生基準については、実質赤字比率の財政再生基準（20%）に10%を加算した30%となっている。

3 経営健全化基準

経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められている数値で、資金不足比率がこの基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。